

様式第15号（規則第25条関係）

一般廃棄物処分業許可証

指令環第645号

事業所所在地 大館市花岡町字堤沢42番地
事業所名 エコシステム花岡株式会社
代表者 代表取締役 笹本 直人

令和4年3月15日付で申請のあった一般廃棄物処分業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 処分の別 最終処分
- 許可期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日
- 許可条件 別紙注意事項を遵守すること。なお、取り扱うことができる廃棄物は、下記に限る。
 - ・中間処理した焼却灰混練物及び焼却残渣物
 - ・災害廃棄物

令和4年3月24日

大館市長 福原 淳 嗣





様式第15号 (規則第25条関係)

一般廃棄物処分業 (変更) 許可証

指令環第514号

事業所所在地 大館市花岡町字堤沢42番地
事業所名 エコシステム花岡株式会社
代表者 代表取締役 下 總 正 則

令和3年3月25日付で申請のあった一般廃棄物処分業について、大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第37条第2項の規定により次の条件を付して許可する。

記

新	<p>◎最終処分にかかる施設の追加</p> <p>許可番号 : 環備-489</p> <p>所在地 : 大館市花岡字滝ノ沢82番1</p> <p>処理能力 : 埋立面積 45,841 m²</p> <p>: 埋立容量 1,083,954 m³</p> <p>◎許可条件</p> <p>取り扱うことができる廃棄物は、下記に限る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中間処理した焼却灰混練物及び焼却残渣物・ 災害廃棄物
旧	<p>◎許可条件</p> <p>取り扱うことができる廃棄物は、下記に限る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中間処理した焼却灰混練物及び焼却残渣物

令和3年3月31日

大館市長 福原 淳

